

説 明 書

1 業務の概要

(1) 委託業務名 産業団地エネルギー効率的利用策検討調査業務委託

(2) 委託箇所 埼玉県内

(3) 業務目的

埼玉県企業局では、今後、新規で産業団地を整備する際には、埼玉版スーパー・シティプロジェクト*の3要素（コンパクト、スマート、レジリエント）の考え方を踏まえた整備方針、特にエネルギーの効率的利用方法を検討する必要があると考えている。

埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針では、「未来を見据えた産業基盤の創出」を目指しており、この度、新規産業団地整備におけるエネルギー効率的利用策の調査・検討を行うものである。

*埼玉版スーパー・シティプロジェクトとは

超少子高齢社会を見据え、市町村の「コンパクト」「スマート」「レジリエント」の3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりを埼玉県が支援するプロジェクトのこと。これにより、コンパクトで、スマート技術により利便性が高く、災害時にも強い、エネルギーも途絶えないようなまちづくりを進めている。

コンパクト……必要な機能が集積しゆとりある“魅力的な拠点”を構築

スマート……新たな技術の活用などによる“先進的な共助”を実現

レジリエント…誰もが安心して暮らし続けられる“持続可能な地域”を形成

(4) 委託業務内容

別添「特記仕様書」のとおり

(5) 履行期限 令和7年2月28日

(6) 委託上限額 金 12,905,200 円

(7) 業務実施上の条件

別添「特記仕様書」のとおり

(8) 成果品

別添「特記仕様書」のとおり

2 資格要件

(1) 令和5・6年度埼玉県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、次のとおり登録されている者であること。

ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が

公告日以前である者に限る。

業種「催物、映画、広告、その他の業務」

大分類「その他の業務」

小分類「集計・調査、企画研究、計画策定業務」

(2) 過去 10 年度間公告日までに以下の実績を有すること。

国内においてエネルギーの効率的利用策を検討・履行した実績を有すること。
(内容が分かる資料を様式 1 号の 2 を用いて提出すること)

(3) 公告日以後に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がないこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者

② 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(6) 参加できる者の形態は単体企業とする。

(7) その他

① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

② 公告日以降に埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

③ 契約保証金

ア 落札者は契約金額の 100 分の 1 以上（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（c にあつては、保証金額）と同額とする。

a 利付国債

b 埼玉県債

c 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項の保証事業会社をいう。）の保証

ウ 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

a 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

b 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

エ 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。

ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

④ 埼玉県公営企業標準委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して見積に参加すること。

⑤ [電子契約を行う場合]

本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

3 一次選定及び二次選定基準

上記2の資格要件を満たしている者の中から、次の基準に基づいて選定する。

なお、採点方法は技術的最適案提出者決定基準に基づき実施する。

評価項目	評価事項	評価の視点	得点	
技術点	1 企業の実績	(1)企業の業務実績	国内においてエネルギーの効率的利用策を検討・履行した実績を有すること	必須
	2 技術提案の内容	(1)業務の実施方針及び業務工程計画等	業務実施方針の妥当性 ・目的、条件、内容の理解度が高く実施方針が明確であるか。	5
			工程計画 ・特記仕様書等に記載した業務を基に、検討を行う上で必要な業務内容を想定し、具体的な工程計画となっているか	5
			実施体制 ・工程計画を遵守するための実施体制となっているか。（従事者の役割分担、従事者数、本業務に関連する資格や経験等の確認）	5
		(2)複数者間でエネルギーを効率的に利用した事例調査	調査方法 ・調査方法が的確であるか	1 0
			業界とのネットワーク ・業界とのネットワークが期待できるか	5
		(3) 業種（企業）ごとのエネルギー需給の把握	調査方法 ・調査方法が的確であるか	1 0
			分析方法 ・分析方法が的確であるか	1 0
			業界とのネットワーク ・業界とのネットワークが期待できるか	5
		(4) エネルギーを効率的に利用する産業団地の形態の提案方法	情報の活用方法 ・2(2)(3)を活用した提案となっているか	2 0
			有識者選定の的確性 ・提案した有識者が的確であるか	1 0
		(5)事業スキームの提案のための調査及び地域特性を踏まえた想定	調査内容 ・調査すべき内容が妥当か ・地域の特性を踏まえた想定であるか	1 5

価格点	3 参考見積	・参考見積の妥当性	・参考見積の内容が妥当か ・参考見積額が委託上限額以下であるか ・参考見積額が最低制限価格相当額以上であるか	100
			合計	200

4 技術提案を求める具体的テーマ

次の具体的テーマ(1)～(5)について、10枚以内で記入すること(様式任意)。

なお、技術提案書の提出者が、他のコンサルタント等の協力を得て、または学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨明記すること。

(1) 業務の実施方針及び業務工程計画等

ア 業務実施方針の妥当性

目的、条件、内容の理解度が高く実施方針が明確であるか。

イ 工程計画

特記仕様書等に記載した業務を基に、検討を行う上で必要な業務内容を想定し、具体的な工程計画となっているか。

作業スケジュール表をまとめて提示する。

ウ 実施体制

工程計画を遵守するための実施体制となっているか。

(従事者の役割分担、従事者数、本業務に関連する資格や経験等の確認)

(2) 複数者間でエネルギーを効率的に利用した事例調査

国内事例、海外事例を1件ずつ挙げる。

事例調査の方法及び調査を行うに当たっての貴社が有している業界とのネットワークなどについて記載すること。

(3) 業種(企業)ごとのエネルギー需給の把握

業種(企業)ごとに、エネルギー排出側(供給側)とエネルギー利用側(需要側)に区分して整理し、供給側の排熱量(熱融通に活用できる可能性のある熱量)及び需要側の電力・熱需要量並びに時間帯別・曜日別電力使用状況等、エネルギー効率利用方法を検討する上で必要となる情報(需要と供給の現状)の調査方法、分析方法及び貴社が有しているネットワークなどを具体的に明記すること。(何社程度、どのような業種の需給を把握するのか及びその理由)

なお、エネルギー需給の分析では、以下の資格又は経験を有している者が業務に従事することを必須とし、資格又は経験を有しているものを活用してどのように分析を行うか併せて明記すること。(業務提携予定先が資格又は経験を有する場合はその旨を併せて明記すること。)

①エネルギー管理士

②技術士(建設部門)

③技術士(電気電子部門)

④技術士(機械部門)

⑤技術士(衛生工学部門)

⑥事業所においてエネルギー管理等の業務*の経験を有するもの

*エネルギーの需給のコントロールを担う業務を1年以上

(4) エネルギーを効率的に利用する産業団地の形態の提案方法

新規で産業団地を整備する際に、複数者間でエネルギーを効率的に利用する方法及び実施に当たっての課題点や効率的利用を実現させる産業団地の形態を提案するにあたり、上記(2)(3)で把握した情報をどのように活用し、提案に結び付けるかを明記すること。

また、エネルギーを効率的に利用する形態の提案に当たって、有識者に意見を聴取することとしているが、意見の聴取を予定している有識者を少なくとも一者挙げ、その理由を明記する。

(5) 事業スキームの提案のための調査及び地域特性を踏まえた想定

事業スキームを提案するにあたり、上記(2)(3)(4)に加え、調査等すべき内容があればその理由も併せて記入すること。

また、地域の特性（例：県北エリアなどエリア別、台地・平野部など地形別、電気・都市ガスなどインフラ供給網など）を踏まえた検討を行う場合には、事業スキームの提案にあたり、どのようなことが想定できるか記入すること。

なお、記入した内容については業務委託を受注した際には実施すること。

なお、上記(1)及び(3)で求める本業務に従事する者の資格や経験等については、様式1号の3を用いて、提出すること。

5 窓口・問い合わせ先

埼玉県企業局地域整備課 計画・造成担当 湯浅、江原

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-14-21

電話 048-830-7132 (直通)

FAX 048-825-2920

E-mail a7040-02@pref.saitama.lg.jp (代表)

6 手続き

本手続きは、埼玉県のホームページにおいて必要事項を掲載する。

埼玉県ホームページのURL：

https://www.pref.saitama.lg.jp/c1303/energy_kouritu.html

(1) 説明書に対する質問の受付期間及びその回答方法

① 受付期限 令和6年6月25日(火) 15時まで

② 受付方法 E-mailにて提出すること。

なお、提出した場合は、「5 窓口・問い合わせ先」の担当者に連絡すること。

③ 回答方法 令和6年6月28日(金) 17時までに埼玉県のホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載する。

なお、質問に対する回答のすべての内容は、すべての参加者に適用する。

また、参加者から質問がない場合でも、埼玉県のホームページを通じて発注者から参加者へお知らせを掲示することがある。

(2) プロポーザル参加表明書の提出について

① 提出期限 令和6年7月2日(火) 15時まで

② 提出方法 E-mailにて提出すること。

なお、提出した場合は、「5 窓口・問い合わせ先」の担当者に連絡すること。

- (3) 技術提案書（様式1号～1号の3及び技術提案を求める具体的テーマ(1)～(5)について記述した内容）の提出について

① 提出期限 令和6年7月17日（水）15時まで

② 提出方法 E-mailにて提出すること。

なお、提出した場合は、「5 窓口・問い合わせ先」の担当者に連絡すること。

③ その他 当該業務に係る参考見積内訳書を併せて提出すること。

なお、添付可能なファイルの容量は合計で10MB以内である。やむを得ず10MBを超える場合は、「5 窓口・問い合わせ先」の担当者に連絡すること。

7 技術提案書提出後の予定

- (1) 一次選定の有無 有

一次選定は、技術提案書に基づく書類審査を実施する。

ただし、上記2の資格要件を満たす者が少数である場合は、一次選定を実施しない。

- (2) 一次選定結果通知及びプレゼンテーション依頼方法

① 技術提案書提出期限後、一次選定を行い、一次選定において選定された者にその旨の通知及びプレゼンテーションの依頼をE-mailにて通知する。

② 一次選定において選定されなかった者に、その旨をE-mailにて通知する。

③ 一次選定を実施しない場合は、その旨及びプレゼンテーションの依頼をE-mailにて通知する。

- (3) プレゼンテーション予定日（一次選定を実施しない場合）

令和6年7月22日（月）

プレゼンテーションの場所及び時間は、E-mailにて別途通知する。

なお、一次選定を実施した場合、プレゼンテーション日時及び場所は、E-mailにて別途通知する。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、状況により、面会以外の方法でプレゼンテーションを実施する場合がある。

- (4) 二次選定結果通知方法

① ヒアリング後、二次選定を行い、当該業務について技術的な最適案を特定し、その技術提案書を提出した者に、E-mailにより特定通知書を発行する。

② 二次選定において技術提案書を特定しなかった者に、E-mailにより非特定通知書を発行する。

- (5) プレゼンテーションでの提案説明方法

① 提出した技術提案書により説明する。また、ヒアリング当日に参考資料の配付は認めない。

② 説明時間は、15分以内とし、その後質疑応答の時間を設ける。

③ 説明は、原則として業務従事者が行うものとする。

④ 事務局が事前に提出された技術資料をモニターに映すので、事務局が用意したパソコンを用い、説明すること。

⑤ 出席者は3名までとする。

8 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ① 言語 日本語
 - ② 通貨 日本円
- (3) 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合は、ヒアリングを受けることができない。
- (4) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は参加者の負担とする。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。
- (6) 提出された技術提案書は、選定以外には、参加者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。又、技術提案書に記載した業務従事者は、原則として変更することはできない。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、技術的に最適と考えられる者を変更することがある。
- (9) 技術提案書の内容が資格要件を満たさない場合は、ヒアリングを受けることができない。
- (10) 「3 一次選定及び二次選定基準」の評価項目「2 技術提案の内容」の評価点が5割（50点）未満の場合、又は参考見積が委託上限額を超えた場合は選定しない。
- (11) 参加者が1者の場合であっても、選定を行う。
- (12) 発注者の指示により実施しない提案事項を除き、技術提案書にある事項はすべて履行の対象とする。また、提案事項の履行が確認できなかった場合は埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止措置を受けることがある。